

令和4年3月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 4年3月22日(火)
午前10時00分～午前10時50分
- 2 開催場所 大治町役場 第3会議室
- 3 出席者 9名
- 4 欠席委員 3名 2番吉田慎司委員・3番成田照幸委員・6番石川 隆委員
- 5 議事日程

①	若山善之					④	鈴木俊明
⑤	安井宗一			⑦	立松 稔	⑧	八神一朗
⑨	丹羽真弓	⑩	前田幹雄	⑪	浅井 博	⑫	鈴木夕子

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の
専決処理について

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の
専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木昌樹

事務局 松村正二郎

長谷川隼人

7 会議の概要

発言者	内容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。 会議に先立ちまして、若山会長から一言あいさつを頂きます。

会長	(あいさつ)		
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>		
会長	<p>ただ今から令和4年第3回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、10番前田幹雄 委員、11番 浅井 博 委員を議事録署名者に指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>議案第1号、議案第2号、報告第4号、報告5号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p>		
事務局	<p>説明いたします。本日は、3条1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、4条2件、5条16件です。</p> <p>まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。</p> <p>番号1、 受付年月日 令和4年3月10日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子長田**番、地目 田、地積 93㎡、土地の所在 砂子野割**番、地目 田、地積 148㎡、譲渡人 **** * ***、土地の所在 砂子野割**番、地目 田、地積 214㎡、譲渡人 ****譲受人 ****、 申請の事由、譲受人 農地の集約化、譲渡人 高齢で耕作・管理不可。</p> <p>申請書には、農作業従事日数本人***60日、母***60日、妻***10日、子***60日、子***60日、子***60日と記入されています。</p> <table border="1" data-bbox="517 1895 1273 1966"> <tr> <td data-bbox="517 1895 900 1966">下限面積の有無</td> <td data-bbox="900 1895 1273 1966">有</td> </tr> </table>	下限面積の有無	有
下限面積の有無	有		

申請者以外の耕作従事者	母、妻、子、子、子
農機具の有無	無
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、3月17日に現況を確認したところ、雑草や樹木が繁茂している状態であり、過去数年農地を耕作されていないと推測される状態でありました。今後、譲受人が土地を耕作可能な状態に戻すことが可能と考えられ、譲受人が該当農地の取得後、該当農地にて耕作を行う意思を確認しておりますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします。

続いて、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。

番号1、
 受付年月日 令和4年3月8日、相続人 ****、被相続人 **
 、土地の所在 三本木金久番、地目 田、地積 789㎡
 です。

申請地の現場確認を行ったところ、農地として良好な状態で管理されておりました。

以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理しており、問題はないと判断できますが、一度ご審議頂きますようお願いいたします。

次に、報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、

受付年月日 令和4年2月10日、処理年月日 令和4年2月18日、土地の所在 北間島屋敷**番、地目 畑、地積 250㎡、土地の所在 北間島屋敷**番、地目 畑、地積 500㎡、届出者 ****、グループホーム建築です。

現況については、東は宅地、西と南は道路、北は畑です。

番号2、

受付年月日 令和4年2月18日、処理年月日 令和4年2月28日、土地の所在 砂子馬捨場**番、地目 田、地積 773㎡、届出者 ****、共同住宅建築です。

現況については、東は道路、西と南は宅地、北は田です。

次に、報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、

受付年月日 令和4年2月3日、処理年月日 令和4年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 花常堀之内境**番、地目 畑、地積 140㎡、土地の所在 花常堀之内境**番、地目 畑、地積 118㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****(株)、住宅建築です。

現況については、東と西は宅地、南は道路、北は駐車場です。

番号2、

受付年月日 令和4年2月3日、処理年月日 令和4年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀川畔**番、地目 田、地積 750㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、住宅建築です。

現況については、東は宅地、西と北は道路、南は田です。

番号3、

受付年月日 令和4年2月7日、処理年月日 令和4年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 三本木西之川**番、地目 田、地積 188㎡、譲渡人 ****(株)、譲受人 ****、駐車場です。申述書 令和3年12月3日 5条届出

現況については、東は宅地、西は道路、南は田、北は歩道です。

番号4、

受付年月日 令和4年2月8日、処理年月日 令和4年2月14日、
権利の別 所有権、土地の所在 西條城前田**番、地目 田、地積 5
58㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、住宅建築です。
現況については、東と西は宅地、南と北は道路です。

番号5、

受付年月日 令和4年2月8日、処理年月日 令和4年2月14日、
権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀川畔**番、地目 田、
地積 176㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****(株)、駐車場で
す。
現況については、東と南は宅地、西と北は道路です。

番号6、

受付年月日 令和4年2月8日、処理年月日 令和4年2月14日、
権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀川畔**番、地目 田、地積 2
14㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****(株)、住宅建築です。
現況については、東と北は畑、西は宅地、南は道路です。

番号7、

受付年月日 令和4年2月9日、処理年月日 令和4年2月14日、
権利の別 所有権、土地の所在 西條柳原**番、地目 田、地積 1
50㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****、住宅建築です。
現況については、東と北は宅地、西は水路敷、南は田です。

番号8、

受付年月日 令和4年2月14日、処理年月日 令和4年2月24
日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧中道**番、地目 田、
地積 142㎡、譲渡人 (株)****、譲受人 ****、住宅建築
です。申述書 令和3年11月15日 5条届出
現況については、東は道路、西と北は田、南は水路です。

番号9、

受付年月日 令和4年2月14日、処理年月日 令和4年2月2日、

権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀茶屋**番、地目 田、地積 231㎡、譲渡人 **** ** 法廷代理人****、譲受人 (株)****、住宅建築です。

現況については、東と南は宅地、西は畑、北は道路です。

番号10、

受付年月日 令和4年2月14日、処理年月日 令和4年2月2日、権利の別 所有権、土地の所在 西條海玄田**番、地目 田、地積 89㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****、貸倉庫です。

現況については、東は道路、西と北は果樹園、南は道路です。

番号11、

受付年月日 令和4年2月18日、処理年月日 令和4年2月2日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧浦畑**番、地目 田、地積 150㎡、譲渡人 (株)****、譲受人 **** **、住宅建築です。申述書 令和3年7月5日 5条届出

現況については、東と西と北は宅地、南は道路です。

番号12、

受付年月日 令和4年2月18日、処理年月日 令和4年2月2日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀川畔**番、地目 田、地積 160㎡、譲渡人 ****2/5 ****1/5 ****1/5 ****1/5、譲受人****、住宅建築です。

現況については、東と北は宅地、西は田、南は道路です。

番号13、

受付年月日 令和4年2月25日、処理年月日 令和4年3月4日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀川畔**番、地目 田、地積 497㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****(株)、住宅建築です。

現況については、東と西は宅地、南は田、北は道路です。

番号14、

受付年月日 令和4年2月25日、処理年月日 令和4年3月4日、権利の別 賃借権、土地の所在 馬島大道東**番、地目 田、地積 204㎡、賃貸人 ****、賃借人 (株)****、住宅建築です。

現況については、東は畑、西と北は宅地、南は道路です。

会長

番号15、
受付年月日 令和4年2月28日、処理年月日 令和4年3月8日、
権利の別 所有権、土地の所在 砂子西腰掛畑**番、地目 畑、
地積 171㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****、資材置場です。
現況については、東は道路、西は遊歩道、南と北は宅地です。

番号16、
受付年月日 令和4年2月28日、処理年月日 令和4年3月8日、
権利の別 所有権、土地の所在 三本木寒宿**番、地目 畑、
地積 393㎡、譲渡人 ****、譲受人 ****(株)、住宅建築
です。
現況については、東は宅地、西は駐車場、南は道路、北は田です。

説明は以上です。

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び
意見のある方の発言を許可します。

(質疑なし)

他に質疑及び意見もないようですので、議案第1号 農地法第
3条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案
どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、承認するものとします。

続いて、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明につ
いて採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手
をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、承認するものとします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわた
りまして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちま
して、本日の会議を閉じさせていただきます。

連絡事項の説明を事務局に求めます。

事務局	<p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は4月26日を予定しております。その際、3月分の農業委員活動記録簿を持参頂きますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
-----	---

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

若山 善之

(委 員)

前田 幹雄

(委 員)

浅井 博